

最適土地利用のための総合対策 (農山漁村振興交付金)

詳しくはこちら
(農林水産省HP)



地域でこんな声がありませんか？

市町村
農業者

農地をどのようにしていくのか…

荒廃農地を解消したいけど、これ以上手を広げられない…



農地所有者
地域住民

先祖代々の農地、管理しきれない…

農地が荒れると景観も悪いわ…

「最適土地利用のための総合対策」 ができました！

地域にあった農地の保全や体制をつくりましょう！

地域ぐるみの話合いから農用地保全のための多様な取組を総合的に支援します！

市町村

担い手が耕作する農地とそうでない農地を明確化して、最適な構想を整理できた！

話合いや先進地視察、計画策定等の経費を支援！

農業者

無理せず農地を利用できるね！



専門家を入れた話合い



土地利用構想の策定



シソの取組



放牧の取組



植林の取組



省力化機械の試行・導入

農地所有者

地域みなさんに農地を安心して委ねられるわ！

粗放的利用のための種苗代や管理経費、省力化機械の導入を支援！

土地利用構想を策定するための実証的な取組を支援！
また、その実現に向けた農用地保全のための基盤整備や条件整備を支援！

農地を利用する取組に私も一緒にチャレンジしたいわ！

地域住民

中山間地域等の農用地保全を軸とした最適土地利用総合対策（最適土地利用総合事業）の実施

- Step 1で、地域ぐるみの話し合いにより、土地利用の概略構想から、実証的な取組を行いつつ、3年以内に土地利用構想を策定（定額：年標準額1,000万円）
- Step 2では、土地利用構想に基づく、農用地保全のための条件整備や各種取組を実施（農用地保全のための簡易な基盤整備、農業環境整備（農業用ハウス等）：定率 5.5/10等、粗放的利用支援：定額 上限 10,000円/10a 等）
- 農用地保全を推進する農用地保全等推進員の措置（上限250万円/年）

【最適土地利用総合事業の実施工程例】

Step 1 地域構想の策定		Step 2 農用地保全に資する取組			継続した取組 5年以上
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
土地利用の概略構想の整理・実証的な取組の実施		土地利用構想の策定	随時見直し		継続した取組 5年以上
			農用地保全に必要な取組の実施		

実証的な取組

取組継続検証可能な

土地利用構想の実現に向けた取組

土地利用の概略構想および実証的な取組

土地利用構想の整理、構想図の策定

ソフト定額支援：年標準額1,000万円

- 複数の集落範囲による地域ぐるみの話し合いにより、土地利用の概略構想を整理
- 営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分
- 実証的な取組を通じて「土地利用構想」に反映

地域での話し合い



体制整備



農用地の保全等の実証的取組



土地利用構想に基づく取組

農用地保全に資する活動



ソフト定額支援：年標準額1,000万円

これまでと違った農地の活用にあたり、技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート（農用地保全等推進員：上限250万円/年）

※ 活性化計画を作成していること、又は作成することが確実であること。



農用地保全のための基盤整備等



ハード定率支援：5.5/10等、年標準額2,000万円

粗放的利用の取組



粗放的な利用による農業生産 上限10,000円/10a/年

ソフト定額支援：上限10,000円/10a 又は 上限5,000円/10a
農業生産の再開が容易な土地利用等 上限5,000円/10a/年

最適土地利用推進サポート事業

事業の円滑推進を図るため、全国サポート事業により、取組内容の確認、達成状況の確認、優良事例の横展開等を全国的に支援

最適土地利用総合対策（最適土地利用総合事業）

事業要件等

事業内容：地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成（事業着手から3年以内に策定すること）し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組を支援

実施区域：特定農山村、振興山村、過疎、半島、離島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域、特認地域※1の複数集落

実施主体：都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構。
①市町村、②農業者、③地域住民を必須構成員とし、②及び③は複数の者が参画すること。

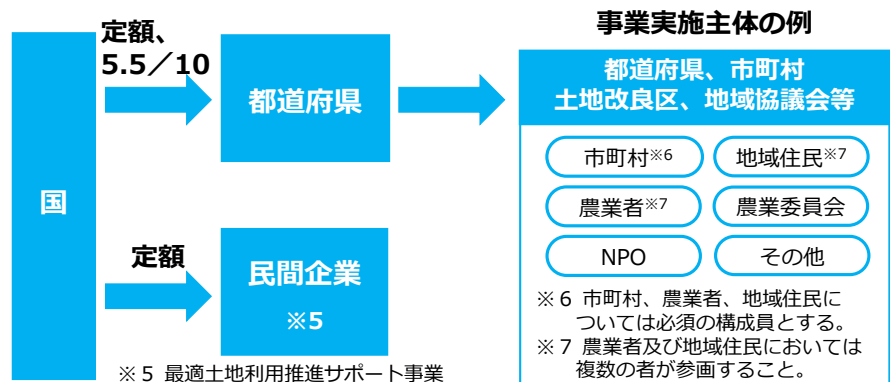
交付上限：ソフト：定額
 年標準額1,000万円/地区（体制整備等）
 上限10,000円/10a等（粗放的利用支援）※2
 上限250万円/地区/年（農用地保全等推進員）※3
 ハード：5.5/10等（年標準額2,000万円/地区）※4

実施要件：事業開始後3年以内に、土地利用構想を策定すること。農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと。事業完了後5年間以上耕作又は粗放的利用をすること。

実施期間：最大5年間（2年以上5年以内）

- ※1 都道府県知事による認定
- ※2 最大3年間
- ※3 活性化計画を作成していること又は作成することが確実であること
- ※4 営農を続けて守るべき農地の整備については、地域計画の策定又は策定の見込みがあること

事業の流れ



対策の概要

1 体制づくり、土地利用構想の概定

地域ぐるみの話し合い、実施体制の整備や専門家の派遣、先進地視察等の土地利用構想の概定のための取組



2 実証的な取組から土地利用構想の策定

実証的な取組を踏まえた土地利用構想の策定及び持続的に農用地を保全するための実証に関する取組、省力化機械の導入



農用地保全の実証的な取組、土地利用構想の策定

3 粗放的利用体制整備

粗放的利用な農地利用として、放牧、蜜源・緑肥・省力・景観作物や緩衝帯利用、ビオトープ、計画的な植林への支援

粗放的な利用による農業生産：上限10,000円/10a
 農業生産の再開が容易な土地利用：上限5,000円/10a



粗放的利用等の定着支援

4 農用地保全等推進員の措置

農用地の保全等に関する事業を含む活性化計画の作成を行うことで、人件費を支援（上限250万円/年）



これまでと違った農地の活用にあたり、技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート

ソフト交付対象経費

人件費、旅費（調査等旅費、委員等旅費）、諸謝金、委託費、役務費（通信運搬費、報酬・給与等）、機械器具費、工事費、測量設計費、工事雑費等（実証整備等経費を含む）

5 土地利用構想に基づく農地保全のための基盤整備等

土地利用構想に基づき各種取組を選択・実施
 なお、守るべき農地の生産基盤整備は、地域計画の作成又は作成の見込みが必要

※ 本格的な整備にあたっては、連携する事業を活用



ハード交付対象経費

工事費、測量設計費、機械器具費、営繕費、用地費及び補償、実施設計費、換地費、工事雑費

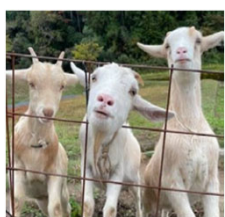
農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）～農用地保全等推進員の活動例～

最適土地利用のための総合対策と一体的に行う農用地保全等推進員の概要

- 粗放的土地利用を定着させ持続するためには、現場に馴染みが少ない中で、これまでと違った方法で農地を活用していく必要
- そのためには、活性化計画の提案、土地利用の権利関係の調整のみならず、様々な農用地活用者からの相談や技術的な知識を有する者による現場でのコーディネートが必要不可欠

【農用地保全等推進員の役割】

<技術や知識>



放牧の取組
(家畜の種類の設定、環境整備等)



養蜂家と連携した蜜源作物
(市場調査、熊対策等)



ミツマタの取組
(販路調査、管理方法等)



緑肥作物/有機農業の取組



計画的な植林
(樹種の設定、管理方法等)

<土地利用者>

【様々な農用地活用の候補者】

福祉関連：社会福祉協議会、介護施設、生活支援コーディネーター
 公民館関連：社会教育士、青年団、婦人会、敬老会
 学校関連：PTA、地域の小中学校
 若者：地域おこし協力隊、新規就農者
 放牧：畜産農家
 蜜源：養蜂家
 地域との連携：地域の企業や商工会

など



生活困窮者の農園利用



高齢者の介護予防



障害者・福祉施設との連携



企業のCSR活動
(農地保全活動の連携)



地域おこし協力隊の活動



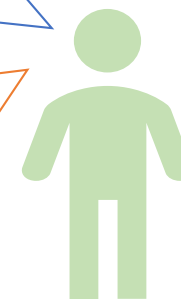
新規就農者



婦人会による特産物活用



農業体験を通じた環境教育



農用地保全等推進員

地域の土地利用構想を実現するため、豊富な経験のある農林業・福祉・地域振興OBや商工会OB等を活用
 [活性化計画を作成又は作成することが確実にあること]

地域の最適な土地利用構想が実現・持続

最適土地利用総合対策（最適土地利用総合事業）～土地利用構想図を活用した推進イメージ～

- 中山間地域の活性化を図るため、地域ぐるみの話合いや実証的な取組を通じた**土地利用構想図**をベースにして事業の**効果的な推進**
- **土地利用構想図の整理の段階**で本格整備にあたっての**適切な事業**を選択、各事業の申請までフォロー

